マネー・ローンダリング対策等に関する懇談会

平成25年9月9日警察庁刑事局組織犯罪対策部

第2回配布資料

<目次>

資料1 現行犯収法に基づく顧客管理制度とFATF勧告等が求める措置

【論点関連資料】

資料 2	各論点詳細資料	
A		

資料3 前回有識者懇談会報告書要旨(論点関係部分)資料4 第3次勧告及び第4次勧告比較対照表(論点関係部分)

資料 5 FATFによる諸外国の審査状況等(論点関係部分)

現行犯収法に基づく顧客管理制度とFATF勧告等が求める措置

FATF勧告・指摘

本人特定事項の確認に際しては、

- ▶写真付きの書類を使用すること
- ▶写真付きでない書類を使用する場合は、信頼できる他の書類によって補完すること等のリスク軽減措置を執ること等が必要である
- >実際に窓口で手続をする取引担当者に権限が委任されていることを確認するためには、社員証等では不十分であり、委任状等の権限が明確になるものに限る必要がある
- ▶顧客の実質的支配者が法人(例:大株主である親会社)であった場合には、さらにその法人の実質的支配者を確認するなど、実質的支配者として自然人(例:親会社を実質的に支配している者)が出てくるまで遡って確認する必要がある
- ▶顧客が国外PEPs(※)であるか否かを確認することを義務

 付ける必要がある
- ▶顧客が国外PEPsの場合は、リスクが高いものとして位置付け、取引の際の上級管理者の承諾、財産の源泉の立証、厳格な継続的監視等を義務付ける必要がある

※PEPsとは・・・

政治家、政府高官、司法官、軍当局者等の、特に重要な公的 な機能を任されている(いた)個人

リスクベース・アプローチ

- 次のようなリスクベース・アプローチを導入する必要がある 【国の責務】
- ▶自国におけるリスクの評価等を行い金融機関等に示すこと
- ▶国がリスクが高いと評価する場合は金融機関等が厳格な措置を執るよう確保すること ・・・等
- ※国がリスクが低いと評価したものは、簡素化された顧客管理措置を執ることを認めることも可能

【金融機関等】

- ▶業務のリスク評価等を行い、結果を書面化すること
- ▶リスク管理のための方針や監視機能を持つこと
- ▶リスクが高いとされる場合に厳格な措置を執ること・・・等

▶日本に居住していない顧客

- >プライベートバンキング
- ▶非対面の業務関係又は取引(例:インターネット取引)
- 等を厳格な顧客管理措置(⑦ 参照)の対象とする必要がある

顧客等の取引時確認

取引時確認のパターン②

取引時確認のパターン①

- ▶本人特定事項(氏名・住居・牛年月日等)
- [法人の場合は次の事項を確認]
- ●名称及び所在地
- ●取引担当者(会社の代表者等)の本人特定事項・権限」
- ▶取引の目的

2

9

10

- ▶職業・事業内容
- >実質的支配者(法人のみ)



200万円を超える財産の移転を伴う場合は・・・

- ▶資産及び収入の状況
- なりすまし、偽りの疑いがある場合は・・・
- ▶異なる確認方法による本人特定事項の確認

※取引時確認が不要のものもある

取引時確認の結果等から マネー・ローンダリングの疑いが ある場合は疑わしい取引を届出

継続的な契約(例:口座開設)に基づく 取引(例:現金の預入・払戻等)

継続的な契約関係において必要とされる事項

- ▶個別の取引の際に既に取引時確認を行っていること の確認を実施(例:ATMにおける暗証番号入力等)
- ▶取引時確認事項を最新の内容に保つ
- ▶全ての取引について、マネー・ローンダリングの疑いがある場合には疑わしい取引を届出

現行犯収法に基づく顧客管理制度

FATF勧告・指摘

- ・ ・関連する複数の取引の合計額が敷居値を超える場合に取引 ・時確認を行う必要がある
- 6 > リスクが低いということは国がリスク評価によって示す必要がある

その上で、リスクがゼロではないものは、

▶取引時確認を簡素化することは認められるが、全く不要とすることはできない

また、国がリスクがないと評価したため、取引時確認を不要 としたものであっても、

▶マネー・ローンダリングの疑いが具体的に生じた場合は確認のための措置を執る必要がある

- 7 継続的顧客管理として、
 - ▶収集した情報等と、取引が整合的かどうかを確認する取引の精査

が必要である

さらに、リスクが高い場合は、

- >顧客に関する追加情報等の入手、頻度の高い取引の精査(精査結果の記録・保存も含む)、取引を継続するに当たっての 上級管理者の承諾
- 等の厳格な継続的顧客管理が必要である
- 8 ト重要性及びリスクに応じて、既存顧客(現行犯収法で必要とされる取引時確認がなされていない、以前からの顧客)に対する顧客管理措置を行う必要がある

【凡例等】

○:論点番号

「 : FATF勧告・指摘の内容

(青~第2回、紫~第3回、緑~第4回に議論予定) リスク:マネー・ローンダリングに利用される おそれをいう

各論点詳細資料

2-1①:関連する複数の取引が敷居値を超える場合について(論点①)

2-1②:現行犯収法施行令制定時のパブリックコメント等

2-2:写真付きでない証明書類(健康保険証等)による

本人特定事項の確認について(論点②)

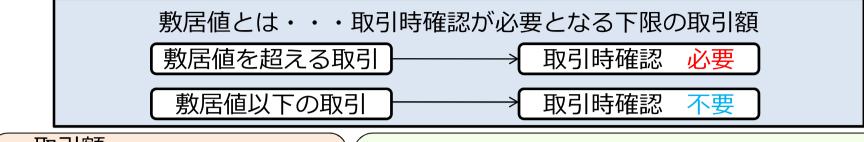
2-3 :法人顧客の代理人の権限委任の確認について(論点③)

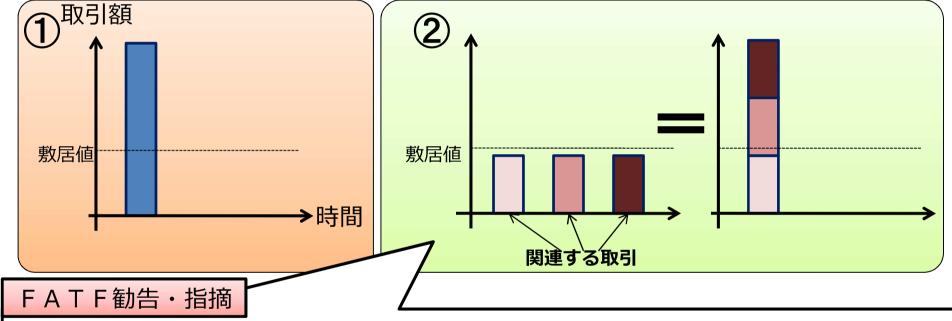
2-4:実質的支配者を自然人まで遡る確認について(論点④)

2-5:PEPs(外国の重要な公的地位にある者)との取引での

リスク軽減措置について(論点⑤)

資料2-1①





関連する複数の取引の合計額が敷居値を超える場合を取引時確認の対象とする必要がある

(②の場合も取引時確認の対象とする必要がある)

参考

- ◆敷居値について、「ごく短期間に同種の取引が多数行われた場合等で、それらの取引全体が実質的に1つの取引と認められること もある」との解釈が、平成24年3月から警察庁ホームページにおいて公開されている
- ◆アメリカ、イギリス、イタリア、フランス及びシンガポールでは明示的に規定
- ◆アメリカでは、同一人による1営業日に同一人によって行われた取引を1つの取引として扱うこと等、具体的に規定している

「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令案(仮称)」等に対する御質問並びに御質問に対する警察庁及び共管各省庁の考え方について(抜粋)

○ 新法第4条第2項に規定する政令で定める額について (新令第11条関係)

26	質問の概要	質問に対する考え方		
「200万円」は、取引1件当たりの金額を		そのとおりです。		
レハレハ	、例えば、ある一定期間における顧客	ただし、ごく短期間に同種の取引が多数		
等と	の間の取引金額の合計を意味するもの	行われた場合等で、それらの取引全体が実		
でな	いという理解でよいか。	質的に1つの取引と認められることもある		
		と考えております。		

写真付きのもの

運転免許証、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書

等

写真付きでないもの

健康保険証、年金手帳、母子健康手帳、私立学校教職員共済加入者証、 療育手帳 等



写真付きのものも写真付きでないものも、取扱いに差はなく、 単独で有効な書類として認められている

FATF勧告・指摘

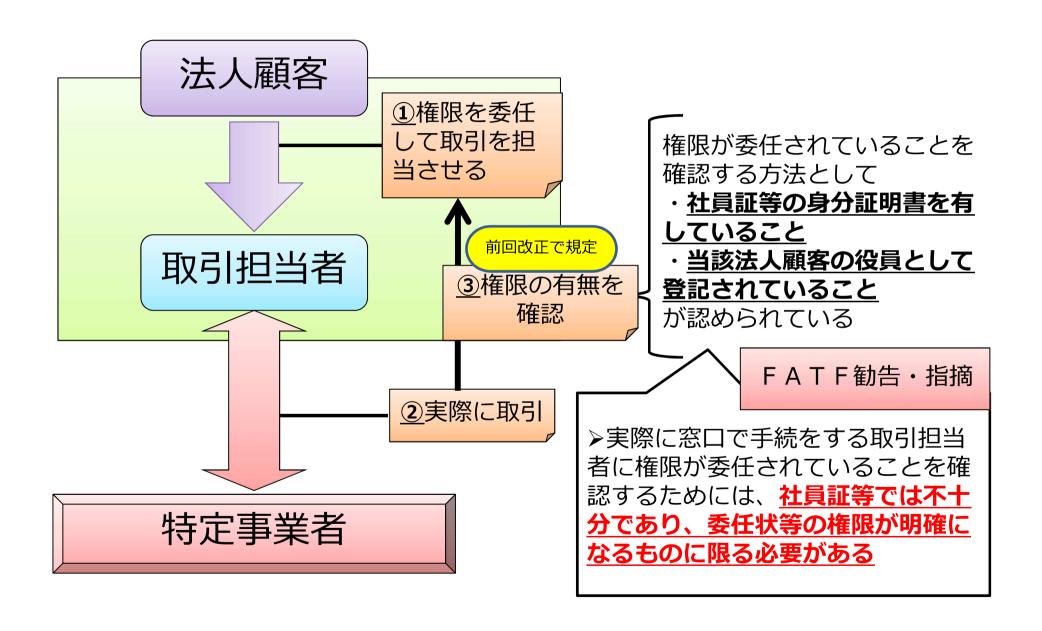
本人特定事項の確認に際しては、

- ▶写真付きの書類を使用すること
- ▶写真付きでない書類を使用する場合は、信頼できる他の書類によって補完すること等のリスク軽減措置を執ること

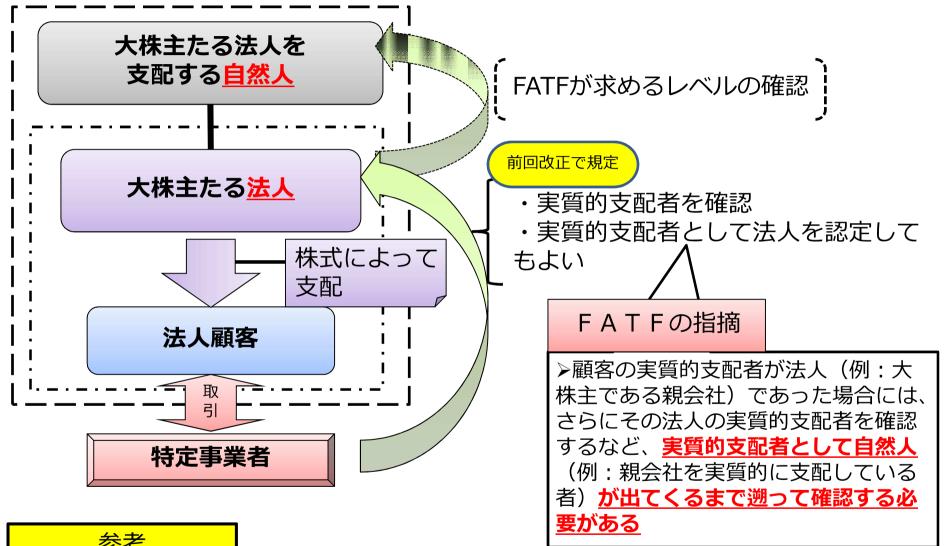
等が必要である

参考

- ◆フランス及びシンガポールでは写真付きの書類を求めることとされている
- ◆イギリスでは写真付きでない書類を使用する場合の補完措置を規定している



実質的支配者を自然人まで遡る確認について (論点④)

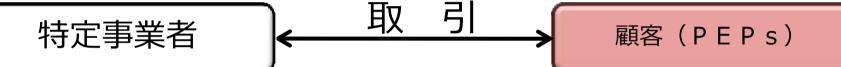


- 参考
- ◆イギリス、イタリア、フランス及びシンガポールでは実質的支配者が自然人である旨、明確に規定している
- ◆アメリカはFATFから指摘されているが、FATFからの指摘に対応するために財務省が公表した通達において、 実質的支配者は自然人である旨述べられている

PEPs(外国の重要な公的地位にある者) との取引でのリスク軽減措置について(論点⑤)

PEPs (Politically Exposed Persons) とは

政治家、政府高官、司法官、軍当局者等の、特に重要な公的な機能を任されている(いた)個人





日本においては、PEPsとの取引において何らの措置もない

FATFの指摘

顧客が国外PEPsであるか否かを確認することを義務付ける必要がある

顧客が国外PEPsの場合は、<u>リスクが高いものとして位置付け、取引の際の上級</u> 管理者の承諾、財産の源泉の立証、厳格な継続的監視等を義務付ける必要がある

参考

◆ アメリカ、イギリス、イタリア、フランス、シンガポール等、多くの国でPEPsに関する規定を置いている

論点	報告書要旨
①:関連する複数の取引が 敷居値を超える場合	特に議論はなし。
②:写真付きでない証明書 類による確認	[報告書 P10~P11] ○顔写真が付いていない書類を法令上認めないことは、いわゆる証明弱者が相当数存在する中、それらの者が各種サービスを受けることを困難にするので不適当。 ○二次的確認措置としては、顧客の住居にあてて転送不要郵便で取引関係文書を送付すること、もう一種類の本人確認書類等の追加書類を求めることが考えられる。
③:法人顧客の代理人の権 限委任の確認	[報告書 P5] 〇代理権に関する情報を取得することは、取引の相手方である顧客を明らかにするという観点から適当。 ○あらゆる取引において、委任状により確認をすることは、顧客や事業者の負担を考慮すると適当ではなく、マネー・ローンダリングの危険性の高い取引に限ることが適当。 ○委任状は容易に偽造できることから、マネー・ローンダリングの危険性が高い取引を行う場合には、単に形式的な委任状の提示のみで足りるかどうか検討が必要。
④:実質的支配者を自然人 まで遡る確認	[報告書 P4~P5] ○実質的支配者に関する情報を取得することは、顧客管理の基本であり、これを取得することは基本的には適当。 ○一方、他国のように、「法人の経営に影響を及ぼす者」と定義した場合、事業者として確かめることは困難であり、顧客にとってもその存在は不明確であり、仮に把握していたとしても隠匿することが予想されることから、そのような情報を取得することは困難。
⑤:PEPs(外国の公的な地 位にある者)との取引でのリ スク軽減措置	[報告書 P8] 〇事業者が独自にPEPsのリストを作成することは困難であり、また、市販のデータベースを導入することは、特に小規模事業者にとってコストが過大であることから、PEPsに関する情報を取得することは望ましいものの、その取得を義務付けることは適当ではない。 〇当該情報を取得しようとする場合、その近親者まで含めることは困難。

○論点1 関連する複数の取引が敷居値を超える場合について(勧告5) (新勧告10)

→1回の取引額自体は敷居値を下回るものであっても、関連する複数の取引の合計額が敷居値を超える場合は、顧客管理措置の対象とする ことが義務付けられていない。

	第3次勧告	第4次勧告
勧告	[勧告5] 金融機関は、以下の場合には、顧客の身元確認及び照合を含む顧客管理措置をとるべきである。 ・ i)一定の基準額を超える一見取引	[勧告10] 金融機関は、以下の場合には、顧客管理措置をとることが求められるべきである。 (ii)一見取引であって、i) 特定の敷居値(15,000米ドル・ユーロ)を超えるもの
解釈ノート	[勧告5、12及び16関係] 一定の基準額を超える金融取引とは、取引が単独執行で行われた場合又は関連するとみられる複数執行で行われた場合を含む。	[勧告10関係] (敷居値) 22. 勧告10における一見取引の指定された敷居値は15,000ドル/ユーロである。 <u>この敷居値を超える金融取引は、取引が一回で行われても、又は複数回で行われる場合でもそれらが関連していると思われる場合を含む。</u>
	[勧告5関係] (5.2) 金融機関は、以下の場合に顧客管理(CDD)措置を行うことを義務付けられなければならない。 b) 一定の基準額(15,000米ドル/ユーロ)を超える一見取引。これには、取引が単独執行で行われた場合又は関連するとみられる複数執行で行われた場合も含む。	[勧告10関係] (10.2) 金融機関は、以下の場合には、顧客管理措置をとることが求められなければならない。 (b) 一見取引であって、特定の敷居値(15,000米ドル/ユーロ)を超えるもの。これについては、一回の取引又は数回の取引であって関連する取引であるように見える場合を含む。

○論点2 写真付きでない証明書類(健康保険証等)による本人特定事項の確認について(勧告5)(新勧告10)

- →・本人確認書類として認められている書類が広範であるため、その質が不明である。
 - ・顧客が自然人の場合に写真付きの書類を使用することが求められていない又は写真付きの書類を使用しない場合にリスクを軽減する二次的措置が求められていない。

	第3次勧告	第4次勧告
勧告	[勧告5] 顧客管理措置としては以下のことを行うべきである。 a) 信頼できる独立した情報源に基づく文書、データ又は情報を用いて、顧客の身元を確認し、 照合する。	[勧告10] 措置すべき顧客管理は次のとおりである。 (a) 信頼できる独立した情報源に基づく文書、データ又は情報を用いて、顧客の身元を確認し、照合すること。
解釈ノート	(記載なし)	(記載なし)
メソドロジー	[勧告5関係] (5.3) 金融機関は、顧客(継続顧客か一見顧客か及び自然人、法人若しくは法的取極めか)の身元を確認し、信頼できる独立した情報源に基づく文書、データもしくは情報(本人確認データ)を利用して顧客の身元を照合することを義務付けられなければならない。	

○論点3 法人顧客の代理人の権限委任の確認について(勧告5) (新勧告10)

→「取引担当者が当該顧客のために取引の任に当たっていると認められる事由」の中には「取引担当者が社員証等の身分証明書を有していること」等、取引担当者と法人顧客の間の関係を示すに過ぎず、権限の有無を確認できないものが含まれている。

	第3次勧告	第4次勧告
勧告	[勧告5] 顧客管理措置としては以下のことを行うべきである。 a) 信頼できる独立した情報源に基づく文書、データ又は情報を用いて、顧客の身元を確認し、照合する。 b) 受益者の身元を確認し、金融機関が当該受益者が誰であるかについて確認できるように、受益者の身元を照合するための合理的な措置をとる。この中には、金融機関が、法人及び法的取極めについて当該顧客の所有権及び管理構造を把握するための合理的な措置も含まれるべきである。 c) 、d) (略)	[勧告10] 措置すべき顧客管理は次のとおりである。 (a) 信頼できる独立した情報源に基づく文書、データ又は情報を用いて、顧客の身元を確認し、照合すること。 (b) 受益者の身元を確認し、金融機関が当該受益者が誰であるかについて確認できるように、受益者の身元を照合するための合理的な措置をとる。この中には、金融機関が、法人及び法的取極めについて当該顧客の所有権及び管理構造を把握することも含まれるべきである。 (c) 、(d) (略)
解釈ノート	[勧告5関係] (法人及び法的取極めに対する顧客管理) 4. 法人又は法的取極めに関する顧客管理手続のうち(a)及び(b)を実施する場合には、金融機関は、 a) 当該顧客を代理しようとする者が権限を有していることを照合し、当該代理人の身元を確認すべきである。	[勧告10関係] (B. 顧客管理—顧客の代理人) 4. 勧告10で規定されている、顧客管理措置の(a)及び(b)の要素を実施するとき、金融機関は、 <u>顧客を代理していると主張する者が正当な権限を有しているかどうかを照合することも</u> 求められるべきであり、当該代理人の身元確認及び照合を行うべきである。
メソドロジー	[勧告5関係] (5.4) 顧客が法人もしくは法的取極めである場合、金融機関は以下のことを行うことを義務付けられなければならない。 (a) 顧客を代理しようとする者が権限を与えられていることの照合、及び当該者の身元の確認及び照合	[勧告10関係] (10.4) 金融機関は、顧客を代理していると主張する者が正当な権限を有しているかどうかを照合し、 また当該代理人の身元を確認及び照合しなければならない。

○論点4 真の受益者を自然人まで遡る確認について (勧告5) (新勧告10)

- →・「真の受益者」を自然人まで遡って確認することが求められていない。
 - ・「法人を代表する権限を有している者」はFATF基準の「当該法人を最終的に所有又は 支配する者」に合致しない。

等

	第3次勧告	第4次勧告
勧告	[勧告5] 顧客管理措置としては以下のことを行うべきである。 a) 信頼できる独立した情報源に基づく文書、データ又は情報を用いて、顧客の身元を確認し、照合する。 b) 受益者の身元を確認し、金融機関が当該受益者が誰であるかについて確認できるように、受益者の身元を照合するための合理的な措置をとる。この中には、金融機関が、法人及び法的取極めについて当該顧客の所有権及び管理構造を把握するための合理的な措置も含まれるべきである。 c) 、d) (略)	措置すべき顧客管理は次のとおりである。 (b) 受益者の身元を確認し、金融機関が当該受益者が誰であるかについて確認できるように、受益者の身元を照合するための合理的な措置をとる。この中には、金融機関が、法人及び法的取極めについて当該顧客の所有権及び管理構造を把握することも含まれるべきである。
解釈ノート	[勧告5関係] (法人及び法的取極めに対する顧客管理) 4. 法人又は法的取極めに関する顧客管理手続のうち(a)及び(b)を実施する場合には、金融機関は、 c) 法人の所有権及び管理構造に対して理解することを含め、法人顧客の受益者の身元を確認し、受益者の身元を照合するべく合理的な措置をとるべきである。この役割を十分に実行する上で必要となる措置の種類としては、支配的な資本持分を有する自然人の身元を確認し、法人又は法的取極めの決定及び管理を行う自然人の身元を確認することである。 法人顧客又は支配的な資本持分を有する者が開示義務の規制が及んでいる公開企業の場合には、当該公開企業の株主の身元確認や照合をする必要はない。	[勧告10関係] (C. 法人及び法的取極の顧客管理) 5. 法人又は法的取極の形態をとる顧客との関係で顧客管理措置を行うとき、金融機関は、当該顧客の身元確認及び照合を行い、その事業の性質、所有形態及び支配構造について理解すべきことを求められるべきである。下記(a)及び(b)に掲げる顧客及び受益者の身元確認及び照合に関する義務の目的は、第一に、業務関係に伴う潜在的な資金洗浄及びテロ資金供与のリスクを適切に評価できるように顧客を十分に理解することにより、法人及び法的取極の非合法な利用を防止すること、第二に、当該リスクを軽減する適切な措置を講ずることにある。一つの手続における二つの要素として、これらの要請事項は、自ずと相互補完する性質のものである。この観点から、金融機関は以下の事項が求められるべきである。 (a) (略) (b)以下の情報を通じた顧客の受益者の身元確認及び当該者の本人特定事項を照合するための合理的な措置をとること。 (i)法人に関しては、 (i.i)法人の最終的な支配的所有の地位を有する自然人の本人特定事項(法人又は法的取極めの所有関係は多岐にわたるため、そのような場合は、(単独又は合同のいずれであっても)支配する自然人が存在しないこともあり得る)、及び((i.ii)において当該支配的所有の権利を有する者が真の受益者であるのか疑いがある場合、又は所有権を有する自然人が存在しない疑いがある場合においては、(もし該当があれば)他の手段により当該法人又は法的取極の支配を行っている自然人の本人特定事項(i.iii)(i.i)又は(i.ii)において特定される自然人がいない場合、金融機関は、当該法人の上級管理職にある関連する自然人の身元確認及び照合のための合理的な措置をとるべきである。。

	第3次勧告	第4次勧告
解釈ノート		(ii) 法的取極に関しては、 (ii.i) 信託 - 信託の設定者(settlor)、受託者(trustee)、(もし該当がある場合は)プロテクター(保護者)、受益者又は受益団体、及びその他、信託に対して最終的かつ実質的な支配を行う自然人(支配関係の連鎖を通じて行われるものを含む)の身元 (ii.ii) その他の法的取極 - 上記と同等又は類似の立場にある者の身元 顧客又は所有権を有する者が株式市場に上場されている会社で情報開示義務が課されている者である場合(株式市場の規則、法律その他の強制力のある方法のいずれであっても)であって、その情報開示義務により真の受益者の適切な透明性確保が求められている場合、又は、当該企業により過半数の資本が保有されている子会社である場合には、当該企業の株主や受益者の身元確認及び照合をする必要はない。関連する身元確認情報は、公の登録、顧客、又はその他の信頼できる情報源から入手してよい。 (D. 生命保険契約の受取人の顧客管理) 8. 生命保険契約の受取人の顧客管理) 8. 生命保険契約の受取人の顧客管理) 7. 生命保険契約の受取人の顧客管理) 8. 生命保険契約の受取人の顧客管理) 9. 生命保険契約の受取人の真の受益者の身元確認及び照合の合理的な措置を含むものでなければならない。 9. 金融機関が上記パラ6~8を遵守できない場合には、疑わしい取引の届出の提出を検討すべきである。
メソドロジー	[勧告5関係] (5.5) 金融機関は、受益者の身元を確認し、金融機関にとって当該受益者が誰であるか確認できるよう な、信頼できる情報源から入手した関連情報若しくはデータを利用して、受益者の身元を照合す るための合理的な措置を採ることを義務付けられなければならない。 (5.5.1) 全ての顧客に対し、金融機関は顧客が他人を代理しているかどうかを判定し、当該他人の身元を 照合するために、十分な本人確認データを得る合理的な措置を採らなければならない。 (5.5.2) 法人又は法的取極めである顧客に対し、金融機関は以下の事項のための合理的な措置を採ること を義務付けられなければならない。 (a) 顧客の所有権及び管理構造の把握 (b)顧客を最終的に所有又は支配する者が誰であるかの判定。これには、法人又は法的取極めに 対し、究極的かつ実質的な支配権を有する者を含む。 この機能を十分に遂行するために通常必要とされる措置の種類には次のものを含む。 ・会社の場合・支配的持分を有する自然人、及び会社の決定及び管理を行う自然人の身元の確認 ・信託の場合・委託者、受託者又は信託について実質的な支配権を有する者、受益者の身元の確認	[勧告10関係] (10.5) 金融機関は、受益者が誰であるかを知ることができるように、関連情報及び信用できる情報に基づくデータを用い、受益者の身元を確認し、照合するための合理的な措置をとらなければならない。 (10.8) 金融機関は、法人又は法的取極めである顧客の業務、所有権及び支配構造を把握しなければならない。 (10.9) 金融機関は、法人又は法人的取極めである顧客に対して、その身元を確認し、以下の情報に基づき照合しなければならない。 (a) 氏名、法的形態及び実在性の証明 (b) 法人又は法的取極めにおける上級管理職にある者の名前だけでなく、法人又は法的取極を規制し拘束する権限、及び (c) 登録された事務所の住所。もし異なる場合は、主たる事務所の場所。

	第3次勧告	第4次勧告
	評価者への注釈:顧客又は支配的持分の所有者が、開示義務の規制が及んでいる公開会社、すな	(10.10)
	わち公認の株式市場に上場された公開会社であった場合、当該公開会社の株主の身元確認や照合	金融機関は、法人 に関して、以下の情報に基づき受益者の身元確認及び当該本人の本人特定
	をする必要はない。	事項を照合するための合理的な措置をとらなければならない。
		(a) 法人の最終的な支配的所有の地位 を有する自然人(等) の本人特定事項
		(b) (a) において当該支配的所有権を有する者が、真の受益者であるのか疑いがある場
		<u>合、又は所有権を有する自然人が存在しない疑いがある場合においては、(もし該当があれ</u>
		ば)他の手段により当該法人又は法的取極めの支配を行っている自然人の本人特定事項、及び
		(c)上記(a)(b)において、特定される自然人がいない場合、上級管理職にある関連する
		自然人の本人特定事項。
		(10.11)
		金融機関は、法的取極めに関して、以下の情報に基づき受益者の身元確認及び当該本人の本人
		特定事項を照合するための合理的な措置をとらなければならない。
		(a) 信託に関しては、設定者、受託者、(もし該当があれば)プロテクター、受益者又は受
		益団体 、及びその他、信託に対して最終的かつ実質的な支配を行う自然人(支配関係の連鎖
		を通じて行われるものを含む)の本人特定事項
		(b) その他の法的取極めに関しては、上記と同等又は類似の立場にある者の本人特定事項。
メソドロジー		
		(生命保険契約の受取人の顧客管理)
		(10.12)
		金融機関は、顧客及び受益者に対し求められる顧客管理措置に加え、生命保険及びその他の投
		資型保険事業において、受取人が特定又は指定され次第速やかに、次の顧客管理措置を講じな
		ければならない。
		(a) 個別に名義人となっている、自然人、法人又は法的取極めとして特定された受取人—当
		該者の氏名(名称)を取得すること
		(b) 属性、集団、又はその他の方法で指定された受取人 - 保険金の支払い時に金融機関が受
		取人の身元確認を行うことができるだけの受取人に関する十分な情報を取得すること
		(c) 上記(a) 及び(b) 双方の場合-保険金支払いの時点で、受取人の身元照合。
		(10.13)
		金融機関は、厳格な顧客管理措置を適用できるか否かを決定する際に、関連するリスク要因と
		して生命保険の受取人を含まれなければならない。 法人又は法的取極めである受取人が高リス
		クであると金融機関が判断する場合には、金融機関が行う当該厳格な顧客管理措置は、保険金
		<u>の支払い時点で、受取人の真の受益者の身元確認及び照合の合理的な措置を含むことを求めら</u>
		<u>れなければならない。</u>

○論点 5 PEPs (外国の重要な公的地位にある者)との取引でのリスク軽減措置について(勧告6) (新勧告12)

→顧客がPEPsであるか否かを確認し、PEPsであることを確認した場合には、取引を行う際に上級管理者の承認を得ること等が 義務付けられていない。

	第3次勧告	第4次勧告		
勧告	[勧告6] 金融機関は、重要な公的地位を有する者(Politically Exposed Persons:PEPs)に関しては、通常の顧客管理措置の実施に加えて、以下のことをすべきである。 a)顧客がPEPsか否かを判定するための適切なリスク管理システムを有する。 b)当該顧客と業務関係を確立する際に上級管理者の承認を得る。 c)財源及び資金源を確認するための合理的な措置をとる。 d)業務関係についてより厳格な継続的監視を実施する。	 「勧告12」 金融機関は、外国の重要な公的地位を有する者(Politically Exposed Persons:PEPs)に関しては、(それが顧客又は受益者のいずれであっても)通常の顧客管理措置の実施に加えて、以下のことを求められるべきである。 (a)顧客又は受益者がPEPか否かを判定するための適切なリスク管理システムを有すること。 (b)当該顧客と業務関係を確立(又は既存顧客と既契約の業務関係を継続)する際に上級管理者の承認を得ること。 (c)財源及び資金源を確認するための合理的な措置をとること。 (d)業務関係についてより厳格な継続的監視を実施すること。 金融機関は、顧客又は受益者が国内PEPであるか、または現在又は過去に国際機関で主要な役割を与えられた者であるかを判定するための適切な措置をとるよう求められるべきである。これらの者との業務関係でリスクが高い場合、金融機関は上記(b)(c)及び(d)の措置を適用することを求められなければならない。 全てのタイプのPEPに求められる措置は、当該PEPsの家族又は近しい間柄にある者にも適用される。 		
解釈ノート	[勧告6関係] 各国は、自国で重要な公的権能を有する個人にも勧告6の義務を適用することが奨励される。	[勧告12関係] 金融機関は、生命保険契約の受取人、及び/又は必要であれば、受取人の受益者が重要な公的 地位を有する者かどうかを決定するための合理的な措置を講じるべきである。この措置は、遅 くとも、保険金の支払のときまでに行われなければならない。高いリスクが発見された場合に は、通常の顧客管理に加えて、金融機関は、次のことを行わなければならない。 a) 保険金の支払の前に上級管理者に通知すること b) 保険契約者との業務関係全体に対する厳格な精査及び疑わしい取引の届出の提出を検討すること		

	第3次勧告	第4次勧告		
		「勧告12関係]		
		(12.1)		
		(1517) 海外の重要な公的地位を有する者に関しては、勧告10に規定される顧客管理措置の実施に		
		加え、金融機関は以下のことが義務付けられなければならない。		
	 [勧告6関係]	(a) 顧客又は受益者がPEPか否かを判定するためのリスク管理システムを整備すること		
	(6.1)	(b) 当該顧客と業務関係を確立(又は既存顧客と既契約の業務関係を継続)する際に上級管		
	公司 公司 公司 公司 公司 公司 公司 公司	理者の承認を得ること		
	な公的地位を有する者(※以下「PEP」という。)か否かを判断するための適切なリスク管理制	(c) PEPと認められた顧客及び受益者の財源及び資金源を確認するための合理的な措置をと		
	度の設置を義務付けられなければならない。	ること、及び		
	そのようなリスク管理制度の一部を構成する措置の例として、顧客に対する関連情報の要求、入	(d) 業務関係についてより厳格な継続的監視を実施すること		
	手可能な公開情報の参照、PEPsに関する商業用電子データベースによる把握が含まれ得る。	(12.2)		
	(6.2)	国内のPEP又は国際機関において主要な公的な機能を任せられてきた者に関しては、勧告10		
	金融機関は、PEPと業務関係を確立する際に上級管理者の承認を得ることを義務付けられなけれ	に規定される顧客管理措置の実施に加え、金融機関は以下のことを義務付けられなければなり		
	ばならない。	ない。		
メソドロジー	(6,2,1)	 (a) 顧客又は受益者がそのような者であるか否かを確認するための合理的な措置をとるこ		
	顧客の受入れ後に当該顧客又は真の受益者がPEPであることが判明した場合、或いは、受入れ後			
	にPEPとなった場合、金融機関は、当該顧客との業務関係の継続について上級管理者の承認を得			
	ることを義務付けられなければならない。	則を適用すること		
	(6.3)	(12.3)		
	金融機関は、PEPsであると特定された顧客及び受益者の財産及び資金の源泉を立証するための合	金融機関は、すべてのタイプのPEPの家族又は近い間柄にある者にも、規則12.1及び12.20		
	理的な措置を講ずることを義務付けられなければならない。	関連措置を適用しなければならない。		
	(6.4)	(12.4)		
	PEPと業務関係を持つ金融機関は、当該関係について厳格な継続的監視を行うことを義務付けら	金融機関は、生命保険に関して、その受給者及び、要すれば受益者がPEPであるか否かを確認		
	れなければならない。	するための合理的な措置をとることを義務付けられなければならない。これは、遅くとも支持		
		時には行われなければならない。より高いリスクが認められる場合には、金融機関は、保険料		
		の支払いを進める前に上級管理者へ通知すること、保険契約者との業務関係全般について厳格		
		な精査を実施すること、そして疑わしい取引の届出をを検討すること、が義務付けられなけれ		
		<u>ばならない。</u>		

資料5

平成25年9月9日 事務局調査に基づく

						1-100/-040-1-1
			FATFによる諸外国の審査	 伏況等(論点関係部分)		
国名論点	アメリカ	イギリス	イタリア	フランス	シンガポール	日本
卒業・未卒業の別	FATF第3次相互審査未卒業		FATF第3次相互審査卒業(※個	1々の論点で不備がある場合もある)		FATF第3次相互審査未卒業
			0			×
①:関連する 複数の取引 が敷居値を 超える場合	重する 取引 ・一営業日に同一人によって行わ 値を ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					(※解釈において一部示す)
			0			×
②: 写真付 きでない証 明書類によ る確認	・アメリカ国民の場合は、納税者番号を確認 ・アメリカ国民ではない者の場合は、写真付きの書類又は類似した信頼性を 持つ書類が必要となる	・政府発行書類に限定 ・写真付きでない政府発行書類の場合は補完書類が必要となる(裁判所や公 益企業等発行のもの)	・大統領令に記載の書類 ・指定公的機関 ・写真付きの書類 によって確認を行う	・写真付き書類を求めることとされている		・写真付きの書類に限定していない ・写真付きでない書類を使用する場合の 補完措置はない
	0	×		0		×
③:法人顧客の代理人の権限委任の確認	・特に指摘はされていない	・法令に明示的な義務はないとして指摘を受けている (※金融機関の業界団体が発行するガイダンスに、権限委任を確認する適切な方法を執ることとされている)	・・代理人の権限委任の確認を行うこととされている ・当該代理人が当該法人顧りに取引を行うことを証明すな証拠書類の提出が必要		・当該代理人が当該法人顧客のために取引を行うことを証明する適切な証拠書類の提出が必要	・社員証等の権限が確認できない書類が 認められている
	×	0			×	
④: 実質的 支配者を自 然人まで遡 る確認	・実質的支配者を確認すべき範囲が限 定されている (※ 財務省が公表した通達において、 実質的支配者は自然人である旨述べ られている)	・実質的支配者は自然人である旨明確に規定されている				・実質的支配者は、自然人及び法人を含む概念であると整理されている
⑤:PEPs(外		0		×	0	×
国の公的な 地位にある 者)との取引 でのリスク軽	・PEPsを規定 ・取引の際の上級管理者の承諾 等を義務付けている	PEPsを規定 取引の際の上級管理者の承諾、財産の源泉の立証、厳格な継続的 監視を義務付けている ・PEPsを規定 ※厳格な顧客管理措置を執って いないとして指摘を受けている		・PEPsを規定 ・取引の際の上級管理者の承諾、 財産の源泉の立証、厳格な継続 的監視を義務付けている	・規定無し	
「備考】 「ATFホームページ上の各国の相互審査報告記録」 ☆ブラジル、オーストリア、メキシコ、スイス、ポルトガル、ノルウェー、香港、デンマークがPEPsについてFATF審査を合格している ☆その他、FATF審査は合格していないものの、PEPsについて規定している国も多数ある 【凡例】 ○:FATF相互審査等で指摘されていない ×:FATF相互審査等で指摘されている					書等の調査結果であるため、最新の状況を反映したも	